

平成29年（ワ）第24号

石木ダム建設工事並びに県道等付替道路工事続行差止請求事件

原告 石丸勇外607名

被告 長崎県外1名

2018（平成30）年4月2日

原告ら第9準備書面

長崎地方裁判所佐世保支部 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 馬奈木 昭 雄
外

原告らの差止請求の根拠となる権利に関して主張を補充する。

1、原告らの主張する「人間の尊厳」ないし「人格権」

原告らは、これまで、訴状、原告ら第4準備書面および原告ら第5準備書面で本件差止請求の根拠たる権利について主張を行ってきた。

原告らが主張している人間の尊厳ないしこうばるで生活する権利について、被告長崎県は、被告長崎県準備書面（3）で「これは良好な環境の中で生活を営む権利といういわゆる環境権にあたるものであると解される」とし、「環境権については、そのような権利または利益が認められていると解すべき実定法上の明確な根拠はなく、また、少なくともその権利が認められるための要件も明らかではない」と主張する。

しかし、被告長崎県のこの主張は的外れである。そもそも、被告長崎県が「環境権」と定義するものの内容が不明確であるが、こうばるで生活する権利を「良

「良好な環境の中で生活を営む権利」として原告らが主張しているとの理解も誤っている。原告らがこうばるで生活する権利として主張するのは、「良好な環境」などという漠然としたものではない。こうばるという地域、すなわち、これまで原告らが先祖代々居住し続け、生業を営み、コミュニティーを形成するなど生活全般の基盤を構築してきた地域に住み続ける権利である。

そして、この権利は、憲法上の権利である。

このことは、近年の裁判例でも認められている。

すなわち、福島第一原発の事故に伴う放射性物質の放出及び避難指示等によって生活の本拠としての住居から避難せざるを得なくなったことについて、東京地方裁判所平成30年2月7日判決は、人が、「従前属していた自らの生活の本拠である住居を中心とする衣食住、家庭生活、家業・職業・地域活動等の生活全般の基盤及びそれを軸とする各人の属するコミュニティー等における人間関係」を「包括生活基盤」と称し、そのような包括生活基盤が安定し、一貫していることによって人間は健全かつ安定的に人格を維持し、形成し、陶冶することができると述べた。そして、このように人格を維持、形成し、陶冶するという利益は、従前属していた包括生活基盤において継続的かつ安定的に生活する利益でありいわゆる包括生活基盤に関する利益として、人間の人格にかかわるものであるから、憲法13条に根拠を有する人格的利益であると判示している。

原告らにとってこうばるでの生活はまさに、これまでのこうばるの歴史や人と人との繋がり、生活実態等、いずれを捉えても上記東京地裁が判示する「包括生活基盤」というべきものであり、原告らが健全かつ安定的に人格を維持、形成し、陶冶するために不可欠なものである。

そのため、被告長崎県の「かかる権利・利益の侵害があるか否かを論じるまでもなく、かかる権利利益は、本件請求の根拠とならないことは明らか」との主張も理由がない。

2、原告らの被保全権利が金銭的に補填できないこと

また、被告長崎県は、東京高裁平成15年12月25日決定をひいて、土地を収用され、移転を余儀なくされることに伴う精神的、肉体的負担についても、金銭的に補填の可能な損害であると主張する。

しかし、仮に当該東京高裁の判断が正しいとしても、当該東京高裁が判断したのは、自己の居住する場所を自ら決定するという「居住の自由（憲法22条1項）」に由来する居住の利益についてであって、本件原告らが主張しているような生活全般、人生全般に関する利益についてではない。

さらに、当該東京高裁の事案は、自動車専用道路の新設に際しその道路にかかる土地建物が数か所収用されたものである。対して、本件は、こうばるという一つの地区・集落・社会がまるごと消滅する工事である。そのため、被告長崎県が引用する、「新たな場所への転居を余儀なくされ、相応の精神的、肉体的負担を強いられるとはいえ、あきる野市内ないしその付近において現住居と経済的、社会的、文化的に同一な地域社会ないし地縁社会の範囲内に移転することは十分可能であるから、転居により直ちに古郷や居住の利益を失うというものではない」との東京高裁の判示部分は妥当しない。原告らは、本件石木ダム工事によって、こうばるの地で培われてきた文化、集落住民の間の地縁関係、享受してきた自然の恵み、生業等を失うことになるのであるから、その精神的、肉体的負担は金銭賠償により補てんすることは不可能である。

3、原告らの被保全権利への侵害が違法であること

被告は、本件石木ダム工事は事業認定がされた事業のための工事であるから、「違法な侵害など存在しないことを強く推認させる」と主張する一方（被告佐世保市第2準備書面）、受忍限度を超える人格権侵害が生じる高度の蓋然性がある場合には差止められるということは認めている。

受忍限度論というのは、一般的には、侵害行為の態様、程度や被侵害利益の性質、内容、侵害行為の公共性、公益上の必要性等を比較検討して判断するとされている。そして、原告らは、石木ダム工事という侵害行為が全くの公共性も公益

上の必要性もない工事であると主張・立証しているのである。仮に、事業認定がなされているという事実が、「違法な侵害など存在しないことを強く推認させる」としても、必要性がない工事は、被侵害権利と比較検討すべき要素が存在しないのだから、原告らが被侵害利益に対する侵害の「受忍」を強制されるいわれはない。

なお、石木ダム工事の必要性が全く存在しないわけではない場合、すなわち、一定の必要性が認められる場合でも、原告らの被保全権利への侵害が受忍限度の範囲か否かは、工事の必要性・公共性と被保全権利の性質等を比較検討して判断することになる。そして、本件工事の必要性・公共性の程度からすれば、原告らの被保全権利への侵害は到底受忍できるものではない。

ゆえに、原告らをこうばるの土地から追い出しその包括的生活基盤をすべて奪う本件石木ダム工事は違法であって、差止が認められる。

以上